

卷 末 資 料

- 資料 1 最終処分場検討委員会要綱
- 資料 2 住民意見交換会配布資料
- 資料 3 住民意見交換会意見要旨
- 資料 4 住民説明会配付資料
- 資料 5 住民説明会意見要旨
- 資料 6 補足調査資料

資料 1 最終処分場検討委員会要綱

穂高広域施設組合最終処分場検討委員会要綱

(設 置)

第1条 穂高広域施設組合（以下「組合」という。）が計画する一般廃棄物最終処分場の施設建設にあたり、「穂高広域施設組合最終処分場検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(任 務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を検討し、組合管理者に提言する。

- (1) 組合が策定した一般廃棄物処理基本計画並びに一般廃棄物最終処分場整備基本構想に基づく、最終処分場の施設建設に関する事項
- (2) その他組合管理者が必要と認める事項

(組 織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者をもって充て、組合管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) その他有識者
- (3) 公募により選考された者
- (4) その他、組合管理者が特に認めた者

(委員長等)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、最終処分場の施設建設検討終了時まで延長することは妨げない。

(会 議)

第6条 委員会は、委員長が召集し、委員長が会議の議長となる。ただし、必要あるときは、組合管理者が召集することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明または意見を聴くことができる。

(委員謝礼)

第7条 この委員会に出席する委員の謝礼は、別表1によるものとする。

(庶 務)

第8条 委員会の庶務は、組合事務局が行う。

(補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表1（第7条関係）

4時間以内の会議等の場合

学 識 経 験 者	13,000 円／回
そ の 他 有 識 者	3,500 円／回
公募により選考された者	
その他、管理者が特に認めた者	

4時間を超える会議等の場合

学 識 経 験 者	26,000 円／回
そ の 他 有 識 者	7,000 円／回
公募により選考された者	
その他、管理者が特に認めた者	